

<企画課社会参加推進室>

1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成16年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各実施主体の実情に応じた積極的な取組をお願いします。

○ 障害者自立支援・社会参加総合推進事業

ア 事業の統合・再編

障害者の自立と社会参加の推進については、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できることを目的として、これまで都道府県・指定都市が行う「障害者社会参加総合推進事業」及び市町村が行う「市町村障害者社会参加促進事業」等において、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、自立生活の支援等を実施してきたところである。

平成16年度においては、これまでの社会参加促進関係事業に自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図ることとし、新たに「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」として実施することとしているので、御了知願いたい。

これにより障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進するとともに、地域の実情に応じて、総合的、効果的、効率的に事業を実施することができると考えている。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業メニュー事業一覧

1. 都道府県事業

(1) 障害者社会参加総合推進事業

- 都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
- 「障害者110番」運営事業
- 相談員活動強化事業
- 身体障害者補助犬育成事業
- 生活訓練等事業

- ・ 生活訓練事業
- ・ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・ 家族教室等開催事業

- 情報支援等事業

- ・ 点字による即時情報ネットワーク事業
- ・ 奉仕員養成・研修事業
- ・ 手話通訳者養成・研修事業
- ・ 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・研修事業
- ・ 手話通訳設置事業
- ・ 字幕入りビデオカセットライブラリー事業
- ・ 点字・声の広報等発行事業

- 移動支援事業

- ・ 指定居宅介護事業者情報提供事業
- ・ 手話通訳者派遣ネットワーク事業

- スポーツ・芸術活動等振興事業

- ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- ・ スポーツ指導員養成事業
- ・ 芸術・文化講座開催等事業

- 普及啓発事業

- ・ 社会資源活用情報等提供事業
- ・ 障害に関する正しい知識の普及啓発事業

- 市町村障害者支援事業

- ・ 奉仕員派遣事業
- ・ 手話通訳者派遣事業
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
- ・ 地域生活アシスタント事業
- ・ 本人活動支援事業
- ・ 家族相談員紹介事業
- ・ ボランティア活動支援事業
- ・ ピアカウンセリング事業

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 障害者IT総合推進事業

- ・ 障害者ITサポートセンター運営事業
- ・ パソコンリサイクル事業
- ・ 障害者情報バリアフリー化支援事業
- ・ パソコンボランティア養成・派遣事業
- パソコン利用促進事業

(2) 障害者自立支援等総合推進事業

- 支援費支給決定適正化等支援事業

- 支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業
- ・ 利用者参加型支援費制度向上事業

- 在宅知的障害者巡回相談事業

- 手帳交付事業

- ・ 知的障害者療育手帳交付事業
- ・ 精神障害者手帳交付事業

- 施設外授産の活用による就職促進事業

2. 市町村事業

(1) 市町村障害者社会参加促進事業

- 地域生活支援事業

- ・ 生活訓練事業
- ・ 地域生活アシスタント事業
- ・ 本人活動支援事業
- ・ 家族相談員紹介事業
- ・ ボランティア活動支援事業
- ・ ピアカウンセリング事業
- ・ 福祉機器リサイクル事業

- 情報支援等事業

- ・ 奉仕員派遣等事業
- ・ 手話通訳設置事業
- ・ 手話通訳者派遣事業
- ・ 点字・声の広報等発行事業

- 移動支援事業

- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
- ・ 重度身体障害者移動支援事業

- スポーツ・芸術活動等振興事業

- ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- ・ 芸術・文化講座開催等事業

- 広域実施連絡調整事業

- リフト付福祉バス運行事業

- バリアフリーのまちづくり活動事業

(2) 市町村障害者自立支援等推進事業

- 支援費支給決定円滑化支援事業

- ・ 障害程度区分決定円滑化事業
- ・ 支援費支給決定コミュニケーション支援事業

- 訪問入浴サービス事業

- 身体障害者自立支援事業

- 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 施設入所者就職支度金給付事業

- 職親委託事業

イ 障害者社会参加総合推進事業

(ア) 障害者 I T 総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、従来の周辺機器等の購入費用に対する助成、パソコンボランティアの養成・派遣などの支援に加え、平成 15 年度からは各事業を有機的に結びつけ、効果・効率性を確保するとともに、ボランティアの活動支援、専門性をもった利用相談、I T に関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点としての「障害者 I T サポートセンター」運営事業を開始したところである。

さらに、平成 16 年度においては、障害者の情報バリアフリーを一層推進するために、「障害者 I T サポートセンター」を拠点とし、パソコン教室の開催などを内容とする「パソコン利用促進事業」を実施することとし、I T 関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者 I T 総合推進事業」として下記により実施することとしているので、積極的な取組をお願いする。

なお、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施することが望ましいものではあるが、実情に応じ各事業単位の実施も可能である。すべての事業を実施することとした場合の概要は別添の図のとおりである。

「障害者 I T 総合推進事業」の概要

1 事業の趣旨

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点とし、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

2 留意事項

実施主体は、事業の実施に当たり、総合的なサービス提供拠点となる障害者 I T サポートセンターを設置するよう努めるとともに、各 I T 関連事業が有機的連携のもと、総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

3 実施事業

- (1) 障害者 I Tサポートセンター運営事業
- (2) パソコンリサイクル事業
- (3) 障害者情報バリアフリー化支援事業
- (4) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (5) パソコン利用促進事業

「パソコン利用促進事業」の概要

1 事業内容

障害者のパソコン利用を促進することを目的に、概ね次のような内容の事業を行う。

(1) I Tに関する知識の普及・啓発

パソコンの活用が、社会生活の幅を広げ、社会参加の促進に資すること等を講演会や啓発ポスター・パンフレット等を通じて周知する。

(2) パソコン教室の開催

講習会等の方法により、概ね次のような内容の事業を行う。

ア 基礎 I

パソコンの起動、文書の入力、メールの送受信、インターネットの使用方法等、パソコンの初歩的な操作方法を指導する。

イ 基礎 II

ワープロソフト、表計算ソフトの使用方法等、パソコンの基本的な操作方を指導する。

(3) 障害者 I T情報の提供

インターネットにより、パソコンを使用する際の周辺機器やソフトの情報等、障害者の I T利用を促進するためのあらゆる情報を提供するとともに、ホームページに掲示板を作成すること等により、パソコンを活用してのコミュニ

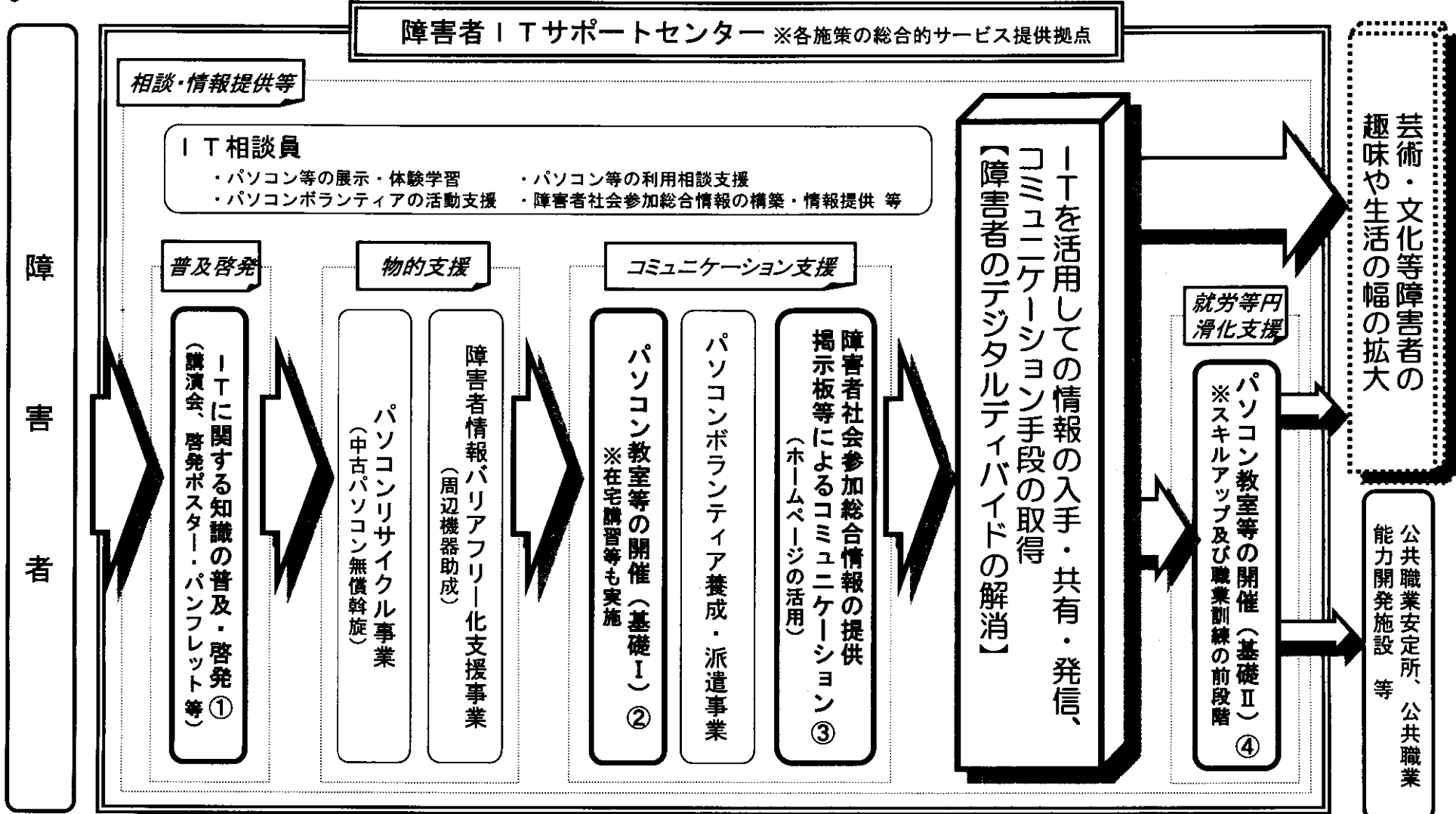
ケーションを支援する。

2 留意事項

- (1) 講演会、教室等の開催に当たっては、障害者が参加しやすいように、開催日時、場所等について十分考慮すること。
- (2) パソコン教室の開催に当たっては、講習会に参加することが困難な重度障害者を対象とした在宅講習等の方法にも配慮すること。
- (3) パソコン教室（基礎Ⅱ）の開催に当たっては、パソコン使用により文化芸術活動等趣味や生活の幅が広がるよう、また、パソコンを使用した職業訓練を受講するための基礎づくりとなるよう、講習内容について十分考慮すること。
- (4) 講師は、受講者の習熟度等に十分配慮するとともに、受講者の人格を尊重し、活動上知り得た秘密は守ること。
- (5) 障害者IT情報の提供に当たっては、障害者ITサポートセンター運営事業において行うことを原則とし、障害者ITサポートセンターが未設置の場合においてのみ、本事業で実施することができること。

障害者IT総合推進事業の概要

障害者のIT利用の促進等に積極的に取り組むため、これまでのIT関連施策を統合し、各関連施策を総合的かつ効果的に実施する障害者IT総合推進事業を実施する。



※ すべての事業を実施した場合の概要 / ①~④について「パソコン利用促進事業」として実施

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきているところであるが、すべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成16年度は実施見込み）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

その際には、盲ろう者団体をはじめとする関係団体等の意見を踏まえた上で、派遣対象者、派遣事由、手当額、調整者の設置、事業の実施方法等について十分な検討を行い、各都道府県・指定都市の実情に即した積極的な取組をお願いする。

(ウ) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、平成15年度から支援費制度が開始されたことも踏まえ、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれては、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴く等、創意工夫による設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、できる限り通訳技術の高い者を選任することについても、特段の配慮をお願いします。

(エ) 市町村障害者支援事業について

本事業は、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」中「市町村障害者社会参加促進事業」において実施される事業をまとめたものであり、市町村における障害者社会参加促進事業が未実施の間、必要に応じて都道府県が実施できるようにしたものである。したがって、その実施にあたっては、市町村、関係団体等と十分な連携を図って実施されたい。

なお、当分の間、市町村が当該事業を実施済である場合においても、その実施状況等を踏まえ、都道府県による実施が適当と認められる特別な事情がある場合には、実施することができることとしている。

ウ 市町村障害者社会参加促進事業

障害者に最も身近な市町村（5万人以上の市、5万人程度の広域圏）において障害者の社会参加を促進するため、平成7年度より計画的に市町村障害者社会参加促進事業を実施してきたところである。

平成16年度においては「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」として統合・メニュー化されたところであるが、新障害者プランにおいても「市町村における社会参加促進事業の着実な推進を図る」こととされているところであり、管内市町村への積極的な取組に関し助言指導をお願いしたい。

また、事業の実施規模等から単独の市町村では取組が困難な場合に、複数の市町村が共同して事業を実施するための事業である「広域実施連絡調整事業」の活用など、広域的取組が積極的に行われるよう配慮をお願いします。

2 身体障害者補助犬法の円滑な施行について

身体障害者の自立と社会参加を促進するために制定された「身体障害者補助犬法」については、従来より広報・啓発等の面でご協力いただいているところであるが、平成15年10月からは、民間施設での同伴受け入れが開始され、全面施行されたところである。引き続き、本法の円滑な施行についてご協力をお願いする。

(1) 身体障害者補助犬の育成

身体障害者補助犬の使用による、障害者の社会参加を促進するためには、良質な補助犬の育成に努める必要がある。このことから、統合・メニュー化された「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」において、引き続き補助対象としているので積極的な取組をお願いする。

なお、身体障害者補助犬法附則第三条に基づく補助犬（いわゆる暫定犬）の表示の期限は平成16年9月30日までとなっているので、指定法人における認定について、訓練事業者等を通じ、働きかけをお願いする。

(2) 身体障害者補助犬の一層の周知について

昨年、宿泊施設における盲導犬同伴の宿泊拒否の問題について報道がされたところであるが、身体障害者補助犬同伴の円滑な受入れのためには、法の趣旨、補助犬の役割等についての一層の周知が必要となるところである。各都道府県等においても、引き続きポスター、パンフレット等による普及啓発に努められたい。

(3) 身体障害者補助犬に関する相談及び苦情への対応

社会福祉事業としての訓練事業や受入れ等に関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等の十分な説明を行うとともに必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により、適切な対応をとられるようお願いする。

なお、訓練事業者は、事業運営上、各種の相談等に対応することとなるため、利用者に関する秘密の保持についてもご留意方併せてお願いする。

(4) 第二種社会福祉事業の届出及び社会福祉法人認可申請

社会福祉法の改正により、平成15年4月1日から介助犬や聴導犬の訓練事業が第二種社会福祉事業となったところである。これにより、介助犬や聴導犬の訓練事業者が当該事業の開始について届出を行うこととなるので、内容の審査等適正な対応をお願いする。また、介助犬及び聴導犬の訓練事業に係る社会福祉法人の認可についても、引き続き関係通知等に基づく適切な審査及び指導をお願いする。

(5) 身体障害者補助犬のトレーナーの研修

良質な補助犬の育成のためには、その育成に携わる訓練者に対し、補助犬及び障害者福祉制度や障害・疾病に関する基礎知識等などの研修を行い、訓練者が身体障害者のニーズを的確に把握し育成を行うための資質の向上を図ることが必要となっているところである。

このため、平成15年度には、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において「介助犬訓練者研修会」が実施されたところであり、引き続き、平成16年度においても実施することとされている。なお、16年度においては、聴導犬訓練者についての研修も行われる予定であるのでご了解願いたい。

3 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、本年開催されるアテネパラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツを積極的に意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、平成13年度からは、従前の身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統合し、「全国障害者スポーツ大会」として開催しているところであるが、大会実施競技のあり方について、障害者全体のスポーツの振興という観点から、必要な検討を行っていきたいと考えている。

また、新たな「障害者基本計画」において、障害者スポーツの振興は財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として進めることとされたところであり、昨年6月、同協会から、障害者スポーツ振興のための中・長期的方策を内容とする「21世紀における障害のある人のためのスポーツ振興」が報告されたところである。

今後とも、競技選手の育成強化、指導員の養成等、障害者スポーツの基盤整備事業については、同協会を中心として進めることとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、同協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

地域における障害者スポーツの振興という観点から、障害者の身近なところでスポーツを指導する障害者スポーツ指導員を養成し、活用することが不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、障害者社会参加総合推進事業により、引き続きその養成に努められたい。指導員のより有効な活用の方策については、昨年6月、財団法人日本障害者スポーツ協会から、「障害者

スポーツ指導者の活用を考える研究委員会報告書」が報告されたところであるが、そこで把握した実態と課題を基に、引き続き具体的な改善方法についての検討が進められており、本年度の報告書がまとまり次第、情報提供していく予定である。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツの振興を図るうえで中核的な役割を担うものであるため、今後ともその組織づくりについて積極的に取り組まねたい。

(2) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会

平成16年度における標記大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮願いたい。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

なお、選手団の参加申込期限は、第4回全国障害者スポーツ大会実行委員会事務局宛・平成16年6月30日(水)必着とするので、期限の厳守についてご尽力願いたい。

○ 第4回全国障害者スポーツ大会（「彩の国まごころ大会」）

会 期：平成16年11月13日(土)～15日(月)

主 催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、埼玉県 他

開催地：熊谷市、川口市、さいたま市、行田市、東松山市、深谷市、
桶川市、妻沼町

イ 国際大会

平成16年度においては、以下の国際大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手の育成、強化並びに派遣に係る便宜の提供等について格段のご配慮を願いたい。

○ 2004年アテネパラリンピック競技大会

会 期：平成16年9月17日(金)～28日(火)

開催地：ギリシャ アテネ

主 催：国際パラリンピック委員会、アテネ組織委員会

- 第20回夏季デフリンピック競技大会
会 期：平成17年1月5日(水)～16日(日)
開催地：オーストラリア メルボルン
主 催：国際ろう者スポーツ委員会

- 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会ー長野
会 期：平成17年2月26日(土)～3月5日(土)
開催地：長野県 長野市、山ノ内町、牟礼村、白馬村
主 催：スペシャルオリンピックス国際本部

(3) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度に「障害者芸術・文化祭開催事業」を創設したところである。

本事業については、平成14年度は岐阜県、平成15年度は東京都において開催したところであり、平成16年度については、兵庫県において開催することとしているところである。詳細については、本事業に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いする予定であるのでご了知願いたい。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」において助成することとしているので、各都道府県等において積極的な取組を行って頂くとともに、平成17年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いしたい。

第4回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	29	36	65	鳥取県	7	10	17
青森県	11	17	28	島根県	9	12	21
岩手県	11	15	26	岡山県	18	26	44
宮城県	10	14	24	広島県	13	18	31
秋田県	10	14	24	山口県	13	16	29
山形県	10	13	23	徳島県	9	12	21
福島県	14	17	31	香川県	9	12	21
茨城県	16	27	43	愛媛県	12	16	28
栃木県	15	22	37	高知県	9	11	20
群馬県	15	22	37	福岡県	17	23	40
埼玉県	67	104	171	佐賀県	9	14	23
千葉県	20	32	52	長崎県	13	19	32
東京都	53	73	126	熊本県	14	20	34
神奈川県	19	29	48	大分県	12	14	26
新潟県	15	21	36	宮崎県	11	15	26
富山県	9	13	22	鹿児島県	15	21	36
石川県	9	12	21	沖縄県	10	16	26
福井県	8	11	19	札幌市	12	15	27
山梨県	11	16	27	仙台市	7	11	18
長野県	14	20	34	さいたま市	27	41	68
岐阜県	14	19	33	千葉市	10	15	25
静岡県	28	43	71	横浜市	17	27	44
愛知県	20	32	52	川崎市	10	16	26
三重県	12	16	28	名古屋市	12	18	30
滋賀県	9	15	24	京都市	12	16	28
京都府	11	14	25	大阪市	17	21	38
大阪府	28	41	69	神戸市	12	15	27
兵庫県	21	28	49	広島市	8	12	20
奈良県	10	14	24	北九州市	9	14	23
和歌山県	10	13	23	福岡市	9	13	22
				合計	891	1,272	2,163